

中山間地域等直接支払制度の概要

中山間地域の国土・環境保全機能を維持発揮するため、傾斜がきつく、条件の悪い農地等の管理行為に対して、価格政策とは切り離し、平地との生産コストの格差の範囲内において、一定額を農業者や第3セクター等に直接支払う。

1 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域及び知事が特に認めた地域（農林統計上の中山間地域、3法に隣接している地域）

* 埼玉県における中山間地域を有する市町村は飯能市・越生町・小川町・ときがわ町・鳩山町・秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村・本庄市・美里町・神川町・寄居町の15市町村

2 対象農地

対象地域に存する一定の傾斜度等を有する農振農用地
下記条件下の1ha以上の管理上のまとまりのある農地

- ・急傾斜農地：田 1/20 以上、畑等 15 度以上
- ・緩傾斜農地：田 1/100～1/20、畑等 8～15 度
- ・小区画、不整形な水田
- ・高齢化、放棄地化が高い農地

3 対象行為

耕作放棄地防止等を内容とする集落協定、認定農業者等が結ぶ個協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等。

4 交付単価（10aあたり）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価
水田	1/20 以上	16,800 円	21,000 円
	1/100～1/20	6,400 円	8,000 円
畑	15 度以上	9,200 円	11,500 円
	8～15 度	2,800 円	3,500 円

埼玉県内の中山間地域等直接支払制度の実施状況

農業ビジネス支援課

1 取組の推移

		対象市町村数	実施市町村数	協定面積 (ha)	交付金額 (千円)	協定数
1期対策	H12	10	10	112	11,027	33
	H13	19	14	186	17,724	50
	H14	19	16	223	21,196	58
	H15	19	16	248	23,761	63
	H16	19	16	248	23,775	63
2期対策	H17	15	15	238	21,852	58
	H18	15	15	263	23,790	64
	H19	15	15	265	23,926	64
	H20	15	15	269	24,448	66
	H21	15	15	273	24,893	67
3期対策	H22	15	14	375	33,298	73
	H23	15	14	394	34,620	76
	H24					
	H25					
	H26					

2 平成23年度の実施状況

市町村名	協定数※	対象農用地面 積(ha)	協定面積(ha)			協定締結率 (H23)
			H22	H23	増減面積	
毛呂山町	4	72.3	26.5	26.5	0.0	36.7%
越生町	3	132.4	15.6	15.6	0.0	11.8%
ときがわ町	4	11.8	11.3	11.8	0.5	100.0%
鳩山町	1	2.4	2.0	2.0	0.0	83.3%
小川町	1	80.5	2.2	2.2	0.0	2.7%
東秩父村	11	53.8	53.8	53.8	0.0	100.0%
秩父市	13	120.5	119.7	119.7	0.0	99.3%
横瀬町	5	38.4	31.5	38.4	6.9	100.0%
皆野町	7	15.7	15.7	15.7	0.0	100.0%
小鹿野町	14	47.5	45.7	47.5	1.8	100.0%
美里町	4	15.7	5.6	15.2	9.6	96.8%
本庄市	4	15.7	15.7	15.7	0.0	100.0%
神川町	2	9.6	9.6	9.6	0.0	100.0%
寄居町	3	20.2	19.8	19.8	0.0	98.0%
計	76	636.5	374.7	393.5	18.8	61.8%

* 個別協定を含む